

吾黨益をみよむたりである。其後、果して吾々の方針が効を奏したか否も定
 に角、然同盟を中べとする地方不党は共同の声明書を出して、第一政党成立の
 際には解体して融合する意志を表明した本之に對しても吾等は又、第一政党が
 成立後解体するよりは少更解体の爲に、結党する必要はない筈である。故に盡
 心阻害、即時、全国第一政党の爲に努力すべきであるが主眼した。
 其他、多くの団体も、此地方的小党には反対又は無關心の態度で、日本農民
 組合の提唱に注意を集中してゐた。尚に幸災に於て、地方的小党の大部分は形
 を改した體があつた。

斯くして日本農民組合の提唱は、公体の意見を棄つ、賛成を得て、八月十日
 大阪に於て第一回の協議会が開かれらるに至つた。當日参加した団体及決定事項
 の次列如くして本解議会より、野田輝夫、青柳甚一郎、鍋山貞親、渡辺政之
 輔の四名が出席した。

- 中部日本農民組合
- (連) 東京市電自治会
- 日本労働者同盟
- 日本労働組合評議会
- 官業労働総同盟
- 日本銀行組合聯合会
- 日本銀行聯合会
- 日本労働組合聯合会
- 大日本造船司員同志会

日本農民組合 及び研究會 全国不斗社 水戸社 青年同盟
 右のうち、政務研究會、水戸不斗社、水戸青年同盟の三つは協会の正格の協議員
 として出席したのであつた。此の協議会も団体の賛成を得ず、協議会に正式に
 参加すること、なつたのである。當日の会議で決定した事項は次の如くである。

- 第一、準備期間改定の可否満場一致で決定し決定。
- 第二、名簿、総務、庶務、庶務委員会の決定。
- 第三、青柳甚一郎、日本農民組合本部と決定。
- 第四、青柳甚一郎、代表一名、合計一名と決定(一人選は農民組合に一任)
- 第五、第二回会議に前団体を加入せしむる件 加入せしむると決定
- 第六、第二回会議に参加する団体の資格の件 百名以上の総務庶務的団体と
 決定

- 第七、参加制協定俾得機關設置の件 左の地方に協定機關を設置す。
 関東、中部、関西(神戸、大阪、京都)、東北、中国、四國、北海道、九州
- 第八、第一回、第二回、代表議員選出方法(略)
- 第九、経費負担、各団体は代表議員選出費格一名につき毎月五圓を負担すること
- 第十、第二回会議決議方法
- 第十一、第二回会議の時機及場所、時期、九月下旬より十月月上旬の間で決す